



はい！こちら消費生活センターです

子どものスマホにはペアレンタルコントロール機能を利用していますか

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が多く寄せられています。特に、スマートフォンやタブレット端末での小学生・中学生の無断課金に関する相談が目立ち、本センターでも「小学生の息子が8月頃からアプリ課金を始めており、しばらくは少額の課金のため、気付かなかったが、12月頃に課金がエスカレートして総額45万円ほど使っていた。」という相談がありました。以下の子どもの無断課金が生じやすい理由・アドバイスを参考にしてください。

理由:①保護者のアカウントにログインした状態で遊ばせると、子どもが保護者の決済を利用できてしまう②保護者のアカウントでログインしている状態では、たとえ決済の都度、承認を得る設定にしていたとしても、子どもがその設定を変更できてしまう③子ども用に契約したスマホであっても、「ペアレンタルコントロール」機能を利用していなければ、無断でキャリア決済が可能になる④保護者が決済完了メールを見落としていたため、課金に気づかなかった⑤子ども自身にお金を使っているという認識がない場合がある

アドバイス:①保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしておく②保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、ペアレンタルコントロール機能を利用して保護者が管理する③決済時の承認(パスワード、指紋認証、顔認証など)を設定する④クレジットカード、キャリア決済を適切に管理する⑤日頃から決済完了メールや明細を確認する⑥子どもと一緒に対策を考える(課金の仕組み・無料の範囲・課金のルール、お金の価値や使い方について)トラブルが生じた場合はすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

